

再現答案

選択科目

【知的財産法】

[第 1 問]

大問 1

小問(1)

X 特許権 1 に関し Y 製品の構造について X が具体的に主張しているにもかかわらず、Y が単に否認するのみで具体的な主張をしない場合、Y のこのような態度は具体的態様の明示義務（特許法（以下、法名略）104 条の 2）に反する。したがって、Y のこのような態度は、具体的態様を「明らかにすることができない相当の理由」（104 条の 2 但書）がない限り、特許法上 Y に課されている義務を果たすものとはいえない。

小問(2)

X は、104 条により、物の生産方法が推定されるとの主張をする。X 特許権 2 は、請求項 1 記載の米を製造する方法についての発明であり、物を生産する方法の発明にあたる。また、工程 α を経て製造された米は従来 of 精白米よりも多くの成分 A を含んでおり、この米自体が新規であると調査の上 X は判断している。したがって、このような米自体の新規性を基礎付ける事実を主張することにより、「その物が特許出願前に日本国内において公然知られた物でない」といえることを主張すると考えられる。

大問 2

小問(1)

1 X 発明 1 は、第 5 層の 85 から 95%が残るように同窓の表層側を削り取ることにより製造される米、というように製造方法により物の発明の特定がされている。これに対し、Y 商品は特殊な液体に浸すことで第 5 層の表層側の部分を溶かす方法によって製造されていることから、製造方法の点に食い違いがあり、Y 商品は X 発明 1 と構成要素が全く同一ではない。もっとも、異なる構成要素があるからといって直ちに侵害を否定すると、容易に特許権の行使が妨げられてしまうことになる。そこで、異なる構成が①本質的部分でなく、②置換可能、かつ③置換容易である場合には、④出願時に容易に想到することができ、⑤特段の事情のない限り、均等なものとして発明の技術的範囲に含まれると解する。

2 ①について、従来の米は第 6 層のみを残す方法で精米されていたのに対し、X 発明 1 は第 5 層の 85 から 95%を残すことにより米の味をよくする成分 A を多く残すという発明をしている。そうすると、表層側の部分を削り取ることによるのか、特殊な液体により溶かすかという違いは本質的部分ではないと言える。また、このような置換は可能かつ容易である

(②・③)。加えて、このような置換は出願時に容易に相当することができ、特段の事情もない(④・⑤)。

3 したがって、Y 商品は X 発明 1 の技術的範囲に属する。

小問(2)

1 X 特許権 1 は、物の発明であるが、その米の構造特性ではなく、製造方法により物が特定されている、いわゆるプロダクトバイプロセスクレームである。このようなクレーム記載である場合、どのような範囲に特許権の効力が及ぶか不明確であるため第三者に不測の不利益を与えるおそれがある。そのため、明確性要件(36 条 4 項 1 号)を欠くことを主張する(123 条 1 項 2 号)と考えられる。

2 これに対して、X は、特許出願時点で物の構造特性を記載することが不可能ないし実際的でないことを主張して明確性要件を欠く事にはならないと反論する。

3 本問において物の構造特性等を記載することが不可能ないし実際的でないとする事情はないことから X の反論は認められない。

4 以上より、Y の主張が認められる。

大問 3

1 まず、X 特許権 1 に関して、Y は、公知(29 条 1 項)であることを理由に無効主張をする(123 条 1 項 2 号・104 条の 3 第 1 項)。

(1) 公然知られたとは、不特定多数人に実際に知られることを要し、知りうる状態に置かれたことでは足りない。本件では、X 商品を大量に近隣のスーパーに出荷しているものの、X 発明の出願時点において一袋も売れていなかったことから「公然知られた」とは言えない(29 条 1 項 1 号)。

(2) 公然実施をされたとは、不特定多数人の知りうる状況下において「実施」(2 条 3 項)されたことを意味する。本件において、X 特許権 1 は物の発明である(2 条 3 項 1 号)。X 商品は店頭で販売されており、購入者がいればその構造を知ることができるのであるから不特定多数人の知りうる状況下において実施されたといえる。

(3) よって、29 条 1 項 2 号により X 特許権 1 は無効事由を有する。

2 次に、X 特許権 2 に関して、Y は、公知であることを主張する。

(1) 1 号については、一袋も売れていない以上公然知られたとは言えない。

(2) 2 号について、X 特許権 2 は方法の発明であるからその方法を使用する行為が実施行為となる(2 条 3 項 2 号)。X 商品は店頭で販売されているものの米の生産方法を実演等しているわけではないため、公然実施をされたとは言えない。

大問 4

1 X 特許権 1 に関して、Y は、出願 β の願書に最初に添付した明細書に X 特許権 1 と「同

一」の発明が記載されていることから無効事由があると主張する（29 条の 2・123 条 1 項 2 号）。

2 これに対して X からは、「第 1 層から第 4 層までを精米機により取り除いた上、さらに第 5 層のほとんどが残るように同層の表層側の部分を削り取った米を使用することにより、炊飯後の米により旨味を感じることができるようになる。」との記載は、第 5 層の 85%から 95%が残るとする記載とは異なり「同一」の発明ではないという反論が予想される。

3 しかし、第 5 層のほとんどを削り取るとの記載から第 5 層の 85%から 95%を削り取るとの記載に違いがあるとしても具体的なパーセンテージ自体はそれほど意義を持たない。従って、「同一」の発明であり、29 条の 2 による無効事由がある。

[第 2 問]

設問 1

第 1 小問(1)

1 模型 β は、漫画 α に描かれた甲の特徴を再現している。 α については X と Y が共に作成していることから、甲についても「共同著作物」（著作権法（以下、法名略）2 条 1 項 12 号）となるか検討する。漫画 α 全体については、ストーリーの大筋を二人で話し合い、X と Y で協議してネームを確定させている。しかし、漫画 α の作画については、イラストを X が担当している。背景については Y が担当しているが、背景を担当するのみでは X と Y で「共同して創作した」ものとは言えない。さらに、漫画 α のうち作画部分についてのみ分離することは可能である。したがって、甲のイラストの著作権は X に単独で帰属する。

2 そこで、X は、B に対し、模型 β の作成が翻案権（27 条）侵害。学園祭で観覧に供したことが展示権（28 条・25 条）侵害にあたるとして、差し止め請求（112 条 1 項）及び損害賠償請求（民法 709 条）をする。この請求について、展示権侵害の点については、45 条 1 項により展示権侵害とはならない。また、美術室の展示室に展示されており、「屋外の場所」ではないので 45 条 2 項も適用されない。もっとも、翻案権侵害がある点は変わらない。

3 以上より、X の上記請求は認められる。

4 Y は共同著作者ではないので B に対して請求をすることはできない。

第 2 小問(2)

1 上記同様、Y は著作者ではないので X の請求のみ検討する。X は、C に対し、フィギュアの製作が複製権（28 条・21 条）侵害、販売が譲渡権（28 条・26 条の 2 第 1 項）侵害にあたるとして、差止請求（112 条 1 項）、及び損害賠償請求（民法 709 条）をする。

2 損害賠償請求が認められるためには過失を要する。C は玩具製造業者であり、漫画 α の存在を知らなかったとしても C から譲渡を受ける際に権利関係について確認を怠っている

以上、過失が認められる。

3 以上より、差し止め請求及び損害賠償請求は認められる。

設問2

1 Yは、共同著作物である漫画 α の二次的著作物である映画 γ について、自己の承諾なく配信することは公衆送信権（28条・23条1項）の侵害にあたると主張する。

2 これに対し、Dは、Yが合意を妨げる「正当な理由」（65条3項）がなく、侵害には当たらないと反論する。

3 本件では、EはYに対しXからアニメ化の承諾を得たことを述べた上でYと何度も交渉をしている。また、業界の相場を大幅に超える原作使用料を提示したりするなど事前に、誠実な交渉をしている。これに対してYはXと関わりを持ちたくないことを理由として拒んでいる。このような状況に照らすと、Yが合意を妨げる「正当な理由」がないといえる。

4 したがって、65条3甲によりDの反論が認められ、Yの請求は認められない。

設問3

第1 小問(1)

1 FがコピーすることがXの複製権（21条）侵害、スライドに映し出す行為が上映権（22条の2）侵害、コピーを配布することが譲渡権の侵害（26条の2）とならないか。

2 上映権について、音楽教室の生徒はインターネット上に開設したホームページで受講生を募集していることから、不特定多数の者を対象としており、公衆にあたるとみる。また、これらの物に聞かせることを目的としているので「公に」にあたるとみる。よって、上映権侵害となる。加えて、複製権、譲渡権侵害であることも明らかである。

3 また、音楽教室は営々目的であるので38条1項も適用されない。

4 以上より、Xの上映権、複製権、譲渡権を侵害する。

第2 小問(2)

1 Xは、生徒にコマ絵の模写をさせることは複製権（20条）の侵害にあたると主張する。これに対して、Fは、模写をしているのは生徒であって私的使用目的の複製（30条1項）にあたり侵害とならないと反論する。

2 Xは、教室を用いて生徒に模写をさせているのであって、実質的にはXが模写の主体であるというべきであり、模写の主体は生徒である。

3 以上より、Xの主張が認められる。